第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS 64　すぴか （略）	別表 （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS 64　すぴか SS 65　りんくす （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PM 59　ちとせ （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PM 59　ちとせ PM 97　いぶき （略）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、第一条については令和八年六月八日から、第二条については同月十一日から適用する。ただし、第三条の規定は令和八年七月三十一日から施行する。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年七月二日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

法第27条第１項第２号の規定に係る事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
福岡県	福岡県福岡市中央区舞鶴２丁目２番３号	福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目18番25号	令和８年３月16日（月）

以上

公　告

諸事項

破産手続開始